

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	主要行等向けの総合的な監督指針
<p>Ⅲ－２ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－９－３ リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) 連結ベースのリスク管理債権額については、連結貸借対照表に基づき銀行及び連結の範囲に含まれる子法人等について作成されているか。</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>① 破綻先債権</p> <p>施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ(1)の「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金」については、昭和 41 年 9 月 5 日付国税庁長官通達「金融機関の未収利息の取扱いについて」に基づき未収利息を益金に算入しなかった場合等をいう。</p> <p>② 延滞債権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ(2)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの」については、「金利棚上げにより未収利息を不計上とした貸出金」をさすものとする。 ・ 「延滞債権」に「金利減免」が含まれるかどうかについては、金利減免後の利息回収状況により判断するものとし、金利減免後の未収利息について収益不計上が認められる場合には、「延滞債権」として開示対象債権に含まれることに留意する。 <p>③ 貸出条件緩和債権 (新設)</p>	<p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２－４－３ リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) 連結ベースのリスク管理債権額については、連結貸借対照表に基づき銀行及び連結の範囲に含まれる子法人等について作成されているか。</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>① 破綻先債権</p> <p>施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ(1)の「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金」については、昭和 41 年 9 月 5 日付国税庁長官通達「金融機関の未収利息の取扱いについて」に基づき未収利息を益金に算入しなかった場合等をいう。</p> <p>② 延滞債権</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ(2)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの」については、「金利棚上げにより未収利息を不計上とした貸出金」をさすものとする。 ロ. 「延滞債権」に「金利減免」が含まれるかどうかについては、金利減免後の利息回収状況により判断するものとし、金利減免後の未収利息について収益不計上が認められる場合には、「延滞債権」として開示対象債権に含まれることに留意する。 <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ. 施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ(4)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかの判定においては、債務者の経営状況及び金融機関の意図等に基</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	主要行等向けの総合的な監督指針
<p>イ. 施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ (4) の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、<u>以下のような債権又はその組み合わせが考えられるが、これらに関わらず施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。</u></p> <p>a. <u>金利減免債権：約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利（以下「基準金利」という。）を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸出金。</u></p> <p>b. <u>金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸出金。</u></p> <p>c. <u>経営支援先に対する債権：債権放棄などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し必要となる支援の決定を行う方針を固めている債務者に対する貸出金。</u></p>	<p><u>づき判断することとし、当該条件変更が、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合には、債務者に有利となる取決めを行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</u></p> <p>ロ. 施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ (4) の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、<u>以下のような約定条件の改定を行った債権又はその組み合わせで、かつ当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利（当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。）が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権が考えられるが、これらにかかわらず施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。</u></p> <p>a. <u>金利減免債権：金利を引き下げた貸出金</u></p> <p>b. <u>金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸出金</u></p> <p>c. <u>経営支援先に対する債権：債権放棄や D E S（デット・エクイティ・スワップ）などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し追加的支援の蓋然性が高い債務者に対する貸出金</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	主要行等向けの総合的な監督指針
<p>d. <u>元本返済猶予債権：約定条件改定時において、基準金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。</u></p> <p>e. <u>一部債権放棄を実施した債権：私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸出金の残債。</u></p> <p>f. <u>代物弁済を受けた債権：債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸出金（担保権の行使による引き渡しを含む）の残債。</u></p> <p>g. <u>債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸出金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸出金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。</u></p> <p>(注) 上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(a) 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること</u></p>	<p>d. 元本返済猶予債権：元本の支払を猶予した貸出金</p> <p>e. 一部債権放棄を実施した債権：私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸出金の残債</p> <p>f. 代物弁済を受けた債権：債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸出金（担保権の行使による引き渡しを含む。）の残債</p> <p>g. 債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸出金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸出金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く</p> <p>(注) 上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>一 <u>適用金利が基準金利を下回る場合であっても、金利の減免や元本支払猶予等の貸出条件の変更を行っていない貸出金であれば、貸出条件緩和債権には該当しないこと。</u></p> <p>二 <u>ただし、金利の減免や元本支払猶予等の貸出条件の変更を行っていない貸出金であっても、新規貸出時に、債務者の経営状況、資金使途、及び設定された貸出条件等からして、実質的に当該債務者に対する既存債権の条件緩和、又は既存の貸出条件緩和債権の返済を目的として実施されたものであることが明らかな場合は、貸出条件緩和債権に該当すること。</u></p> <p>三 <u>基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること。</u> <u>具体的には、</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	主要行等向けの総合的な監督指針
<p><u>(b) 個別債務者に関し、金利以外の手数料、配当等の収入、担保・保証等による信用リスクの減少、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定すること</u></p> <p><u>ロ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、当該貸出金は貸出条件</u></p>	<p><u>・設定に際し、信用リスクに基づく適切かつ精緻な区分を設け、その区分に応じた新規貸出約定平均金利を基準金利とすること。</u></p> <p><u>・ただし、新規貸出約定平均金利が、その区分において、信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利を著しく下回る場合には、当該方法により求めた金利を基準金利とすること。</u></p> <p><u>四 開示の判断は、「c. 経営支援先に対する債権」の場合は債務者単位で行うこと。また、「e. 一部債権放棄を実施した債権」、「f. 代物弁済を受けた債権」及び「g. 債務者の株式を受け入れた債権」であって、開示を逃れるために意図的に債権を分割していると認められる場合は、当該債務者に対する分割をする前の当該貸出金の残債を開示する必要がある。これらの場合を除いては、個々の債権単位で開示の判断を行うこと。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>ハ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用され</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	主要行等向けの総合的な監督指針
<p>緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <p><u>(a) 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること</u></p> <p><u>(b) 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと</u></p> <p><u>(c) 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること</u></p> <p>（注2）「抜本的な」とは、以下の要件をいずれも満たす計画であることをいう。</p> <p><u>(a) 概ね3年（債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となること</u></p> <p><u>(b) 各金融機関ごとに、計画における当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案すると、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と同等の利回りが確保されていると見込まれること</u></p>	<p>る場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <p>二 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。</p> <p>三 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。</p> <p>三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。</p> <p>（注2）「抜本的な」とは、以下の要件をいずれも満たす計画であることをいう。</p> <p>二 概ね3年（債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となること。</p> <p>三 各金融機関毎に、計画における当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案すると、当該貸出金に対して、<u>計画を踏まえた信用リスクの低下及び計画の不確実性を加味した基準金利が適用される場合と実質的に同等の利</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	主要行等向けの総合的な監督指針
<p>(注3) 株式会社産業再生機構が買取りを決定（株式会社産業再生機構法第25条第1項）した債権に係る債務者についての事業再生計画（同法第22条第2項）については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p> <p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p>	<p>回りが確保されていると見込まれること。</p> <p>(注3) 株式会社産業再生機構が買取りを決定（株式会社産業再生機構法第25条第1項）した債権に係る債務者についての事業再生計画（同法第22条第2項）については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件を全て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p> <p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p>